

「旭川流域委員会」 設立主旨

旭川は、文禄 3 年（1594）宇喜多秀家が岡山城を築くにあたって、防御のために城を囲むように大きく蛇行させて付け替えたことで、岡山市街地を貫流する現在の姿に至っています。また、岡山城下を洪水から守るために放水路である百間川が造られ、治水、利水および環境面で大きな役割を果たしています。

河道を不自然に蛇行させたことと、上流山林の荒廃による流出土砂等により岡山城下は幾度となく洪水に見舞われることとなりました。

平成 4 年 4 月に改定された工事实施基本計画に基づいて改修が進められていますが、東西中島町地区などでたびたび浸水被害が発生するなど、治水上の多くの課題が残っています。

さらに、近年では市民の生命と財産を守るための河川整備に対するニーズにあわせ、自然豊かなオープンスペースの場、スポーツ・レクリエーションの場、そして地域の風土・文化を形成する重要な場として、旭川や百間川への期待が高まってきています。

平成 9 年に改正された河川法では、河川整備の目的に「治水」「利水」に加え「河川環境の整備と保全」が位置づけられるとともに、河川整備計画を策定するにあたっては必要に応じて河川に関し学識経験を有するものの意見を聴取すること、関係住民の意見を反映するための必要な措置を講じることが定められています。

以上の理由から、国土交通省中国地方整備局長は、河川法第 16 条の 2 第 3 項に規定する趣旨にもとづき、旭川河川整備計画【直轄管理区間】の策定にあたり、同河川整備計画及び関係住民の意見の聴取方法について意見を述べることを目的に、「旭川流域委員会」を設立します。

「旭川流域委員会」規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「旭川流域委員会」（以下「委員会」という。）と称す。

（目的および役割）

第2条 委員会は、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、旭川河川整備計画【直轄管理区間】の策定にあたり、同河川整備計画及び関係住民の意見の聴取方法について意見を述べることを目的に、国土交通省中国地方整備局長（以下「整備局長」という。）が設置する。

（組織及び運営方針）

第3条 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げないものとする。

2．委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。

なお、委員の代理出席は認めない。

3．委員会の意志決定は、出席委員の過半数をもって行うものとするが、少数意見がある場合には必要に応じてこれを付するものとする。

4．委員会は、必要と認める場合は、具体的候補者を選定のうえ、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。

5．委員会は、専門的な事項を審議する必要がある場合には、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。

6．委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、部会を設置することができる。

7．委員会は、部会を設置する場合は部会委員や部会運営方針を別に定める。

（委員長）

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

2．委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3．委員会は委員長が召集し、運営は委員会が行うものとする。

4．委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(情報公開)

第5条 委員会の開催の案内は記者発表を行うとともに、岡山河川工事事務所ホームページにより行う。

2. 委員会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については委員会で定める。
3. 河川管理者は前項で定めた内容について積極的に情報公開に協力する。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川工事事務所に置くものとし、委員会の指示に基づき以下の業務を行う。

- ・会議資料(案)の作成
- ・議事録(案)の作成
- ・会議内容のとりまとめ及び公表資料(案)の作成
- ・その他

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(附 則) この規約は、平成14年 月 日より施行する。

流域委員会委員選定にあたっての留意事項

流域委員会の委員選定にあたっては、以下に示す分野の専門的知識を有する者を必ず委員として選定することとなっている。

文化財

環境

水道の水質（浄水場の水質試験所長等）

関係水利

関係漁業

「旭川流域委員会」運営要領（案）

（主 旨）

この要領は旭川流域委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（運営方針）

- 1) 委員会の運営方針（審議の進め方等）は委員会で決定するものとする。
また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も委員会が行うものとする。
- 2) 中国地方整備局は河川管理者として委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。
- 3) 審議の過程で委員以外の者から意見を聴取する必要がある場合は、委員長の判断により、聴く場合がある。
- 4) 委員会の内容に関する意見は、郵送、FAX、電子メールにより文章で受け付け、受け付けた意見の取り扱いについては委員長が判断するものとする。
- 5) 委員会は、専門的な事項を審議する必要がある場合は、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。
- 6) 委員会が必要と認めた場合には部会を設置する。その部会の構成員としては委員候補者以外の推薦候補も含めて委員会が選定する。
- 7) 委員会の庶務は国土交通省岡山河川工事事務所が行うものとする。

（公開方法）

- 1) 委員会は原則として公開するものとする。
- 2) 特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。非公開とする内容については、委員長が決定する。
- 3) 会議の開催内容については、事務所ホームページと記者発表にて行う。
- 4) 会議における配布資料は事務局より公表し、閲覧可能とする。
 - ・会議にて配布した資料及び議事概要（匿名）については、国土交通省岡山河川工事事務所ホームページにて、速やかに公表する。
 - ・資料及び議事録（詳細版）については、次の場所にて閲覧可能とする。
 - ・国土交通省 岡山河川工事事務所
 - ・岡山市役所 河川港湾課

（傍聴方法）

- 1) 委員会の傍聴は制限を設けないものとする。
- 2) 委員会の開催日時及び開催場所についても可能な限り多くの関係住民が傍聴できるように配慮するものとする。

「旭川流域委員会」傍聴要領（案）

（主 旨）

この要領は旭川流域委員会（以下「委員会」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

（傍 聴）

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記載してください。
- 2) 傍聴者数については可能な限り確保することとしますが、会議場の都合により満席となった場合は入室を制限することがあります。
- 3) 傍聴者は、会議場内において次の事項を遵守してください。
 - 会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
 - 発言、私語、談論などをしないこと。
 - プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
 - 許可なく写真やビデオ撮影、録音などをしないこと。
 - 携帯電話などを使用しないこと。
 - 前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為を行わないこと。
- 4) 委員長は、傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない時は、傍聴者を退室させることがあります。
- 5) 会議の非公開の決議があった時又は委員長が退室を指示した時は、速やかに退室してください。
- 6) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。